最終更新日：2015年7月2日
アクリーティブ株式会社
代表取締役 菅原　猛
問合せ先：03-3552-8701
証券コード：8423
http://www.accretive.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業は単なる利益獲得のための主体としてではなく、公器的存在として、多くの利害関係者の関係を有する経済主体であるととらえております。コーポレート・ガバナンスの本来的意義は、これらの利害関係者の利害調整をしながら適正な企業経営を行うために日々の業務執行を監視し牽制する機能にあると考えております。
企業統治の構造は、株主が多くの利害関係者の期待や意見を判断して、適切に取締役及び監査役を選任する等企業の基本的事項を統制する機能を有し、取締役は株主の期待に応えることを通じて利害関係者の期待や意見を満足させる機能を有し、また監査役はそれらの機能が適切に行われるかを監視及び牽制する機能を有しているものと認識しております。
これらの各機能が適切に発揮された場合、有限である社会資本が、社会に有意義な事業を行う企業へ適切に配分され、資本主義経済を支える資本市場、労働市場等の各種市場の効率性が高まり、社会全体の発展に寄与するものであります。従って適切な企業統治のためには上記各機関が相互に各々の機能発現を助長すべきものであると考えております。
このような考えに基づき、今後より一層株主重視の経営を行うために、経営の透明性の向上、健全性の確保に努めコーポレート・ガバナンスの強化をしてまいる所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
（株）ドンキホーテホールディングス	21,072,600	48.52
T&Y Venture Partners 業務執行組合員 吉田直樹	3,145,200	7.24
（株）オムニグループ	2,494,400	5.74
センコー（株）	1,733,300	3.99
日本証券金融（株）	1,046,800	2.41
馬 亜萍	985,100	2.27
SBI証券（株）	384,700	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	255,300	0.59
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム クライアント アカウント エムピーシーエス ジャパン	226,300	0.52
エイチエスビーシー バンク ピーエルシー クライアンツ ユーケー タックス トリーティー	197,000	0.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社ドンキホーテホールディングス （上場：東京）（コード） 7532

補足説明

（1）日本トラスティ・サービス信託銀行（株）の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は255,300株であります。
（2）上記のほか当社所有自己株式566,800株（1.31%）があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社は株式会社ドンキホーテホールディングスであります。当社の全取締役4名のうち1名が親会社の取締役を兼任しておりますが、事業活動上の制約はなく、当社独自の経営判断により事業運営を行っており、経営に関する意思決定等が親会社との間で恣意的に行われることはなく、これにより当社ひいては少数株主を害することはないと考えております。
また営業上の取引を行う際は、第三者取引と同様に、取引内容及び条件は公正かつ適正な手続きを経て決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　光夫	他の会社の出身者		○	○		○		○				
平岡　弘次	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　光夫		高橋光夫氏は、当社の親会社である株式会社ドンキホーテホールディングスの専務取締役兼CFOであり、当該特定関係事業者の業務執行者であります。	高橋光夫氏は、当社の親会社である株式会社ドンキホーテホールディングスの専務取締役兼CFOであり、親会社の立場から、社外取締役として当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。
平岡　弘次		独立性の基準項目には該当しておりません。	平岡弘次氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する十分な見識を有していることから、社外取締役として当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1)監査役と会計監査人の連携状況
監査法人とは決算ごとの面談に加え、事業の進捗状況の確認、投資家に開示するリスク情報の検討、コーポレート・ガバナンスの整備の確認等を行うための情報交換を行っております。
なお、監査役・監査法人・内部監査人とで定期的に三様監査を実施しております。

（2）監査役と内部監査部門の連携状況
内部監査室が内部監査年度計画に基づき全部門を対象に業務監査を実施しており、監査役はその報告を内部監査室から受けることを通じて、職務執行が適切に行われていることを監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
榊原　清高	他の会社の出身者													
小尾　太志	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榊原　清高	○	独立性の基準項目には該当しておらず、独立役員に指定しております。	榊原清高氏は、長年にわたり企業経営に携わっており、その経験を通じて培った幅広い知識と見解に基づき、当社の経営執行等の適法性について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場で監査をしていただけると判断し、独立役員に指定しております。
小尾　太志		独立性の基準項目には該当しておりません。	小尾太志氏は、公認会計士として企業会計及び税務に精通し、幅広い見識と経験を有していることから、社外監査役として当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

――――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を向上させることを通じ、企業価値を高めることを目的として、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を向上させることを通じ、企業価値を高めることを目的として、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員（新株予約権発行日までに入社する者を含む）、社外協力者及び当社取引先に対し、新株予約権を無償で発行しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役に支払った報酬は以下の通りであります。
取締役（社外取締役を除く。）対象3名　44,145千円
監査役（社外監査役を除く。）対象1名　2,700千円
社外役員　対象3名　4,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に関しては管理部が、また社外監査役については内部監査室及び管理部が対応を行うサポート体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の業務執行体制及び監視体制は次の通りであります。
（1）取締役会
当社取締役会は、取締役4名により構成され、環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としつつ、社外取締役を招聘していることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。加えて監査役が取締役会に出席することにより取締役会自体の運営を監督する体制としており、上記役割を担う意思決定機関として整備を進めております。
なお、取締役会は、原則として毎月1回開催する定時取締役会と、必要に応じて開催する臨時取締役会で構成されております。

（2）代表取締役
代表取締役は、会社の代表機関であるとともに業務執行機関として位置付けられており、取締役会の決議及び監督に基づき業務執行を行っております。

（3）監査役
当社監査役は、社外監査役2名を含む監査役3名により構成されており、毎月1回監査役会を開催するとともに、取締役会へ出席し業務監査も含めて経営全般に関する監査を行える体制を整えております。
また、各社外監査役は、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識を活かした社外的観点からの監督、助言、提言等を実施しており、当社経営の妥当性・適正性を確保するために期待される機能・役割を十二分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。なお、内部監査担当者及び会計監査人とも意見調整を行いながら、効率的、合理的な監査体制を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であります。当社は、社外取締役として親会社の業務執行者1名を選任しておりますが、社外取締役として、親会社の立場から当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと期待しております。また、監査役2名が社外監査役であり、毎月開催される取締役会への出席を通じて、取締役会の経営及び業務執行状況を社外の目で監査しており、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	最も集中が予想される開催日を避け、2015年6月18日に定時株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに、掲載しております。 http://www.accretive.jp/ir/policy/disclaimer.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回（中間決算及び本決算発表後）に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しております	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用ホームページに、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、株主総会関連資料等を掲載し、ダウンロードが可能となっております。 http://www.accretive.jp/ir_top.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当役員は取締役財務部長の高山浩であり、担当部署は社長室であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	―
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	―

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が取締役会決議により定めた、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針は以下の通りであります。

（1） 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、業務執行に関する意思決定機関であるとともに、代表取締役又は業務担当取締役の業務執行を監督する機関であり、株主権利の保全、株主利益の確保増進等の適切な企業経営を実現することが本来的な役割であると認識しております。当社取締役会は、取締役会規程を定め、決議事項及び報告事項を整備し、必要に応じて外部の専門家に意見を求めることで相互に業務執行を監督する体制を確保しております。また監査役が取締役会へ出席し業務監査も含めて経営全般に関する監査を行える体制を整え、株主重視の経営体制、内部統制の整備を図っております。
取締役並びに監査役は、社会の秩序や安全に脅威を与え、正当な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、これに屈することなく、いかなる名目の利益供与も行わず、関わりを一切持たないとの共通認識に立ち、経営の透明性を高め、株主重視の経営を行ってまいります。

（2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規程及び文書管理規程を制定し、運用をしております。
取締役会の事務局は管理部が務め、情報管理の一元管理を図っており、議事録については作成・保管を行い、必要ある場合には閲覧させております。

（3） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社が認識すべきリスクについては、取締役会で検討を行い、規程を定めております。各規程の運用体制、リスクの評価・見直しについては各部門からの意見をもとに、管理部が取りまとめを行っておりますが、独立的な内部監査を行うことにより各業務で想定されるリスクを代表取締役が早期に把握し、改善勧告を行い、改善策の立案・実施の報告を義務付けております。代表取締役は重要なリスクについては、適宜取締役会に諮り、当該リスクの評価、見直しを行う体制をとっております。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社長室および部課長職以上で組織された幹部会における経営方針の協議を経て、最終、取締役会において経営方針の協議及び現状課題の抽出、解決策の協議を行っております。また経営方針に則り策定された事業計画は各部門に周知徹底された後、取締役会で予算進捗状況を月次確認することを通じて利益計画達成に努めております。また幹部会において事業計画進捗や組織体制等に関係する重要事項の協議を行う体制を整備しております。

（5） 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部監査を実施することを通じて、使用人の職務の執行が法令・定款に適合しているかを確認するとともに、職務権限規程に基づき決裁が適切になされていることの確認を行っております。また、牽制性が確保される組織体制やシステムの構築を行うと同時に、倫理・コンプライアンス規程を制定し社員教育を実施しております。

（6） 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づき子会社管理を行っており、当社と子会社との取引については、公正に行われるよう当該取引の前提となる事項及び契約を管理部で確認しております。また子会社は内部監査の対象となっており、職務の執行が法令・定款に適合していること、また効率的且つ牽制をもって行われていることを確認しております。監査役は、内部監査室が行う業務監査の報告を内部監査人から受けることを通じて、関係会社の職務の執行が適切に行われていることを監査しております。

（7） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の要請に基づき、内部監査室が監査役の職務を補助しております。

（8） 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査室人事については、内部監査室は社長直轄部署とし、監査役が同意する者を選任しております。また当該内部監査担当者が異動する際には監査役が意見を述べることができるものとしております。

（9） 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、当社及び子会社の取締役及び使用人から、重要事項、不正・違法行為及びその他のリスク情報を、直接且つ随時受け付ける体制を整えております。
また常勤監査役は必要に応じて直接使用人から意見を聞く機会を設けております。

（10） その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査役監査基準に基づき、当社及び子会社の取締役の職務の執行を監査する会社の機関として、会社の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、株主の負託と社会の要請に応えるべく職務を遂行しております。監査役は監査役会を開催するとともに、内部監査人、会計監査人とも定期的に会議を行うことを通じて情報を共有化し、対処すべき課題の迅速な把握を行い、実効性の高い監査を行うよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
社会の秩序や安全に脅威を与え、正当な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、これに屈することなく、またいかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない所存です。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
⑴管理部を所管部とし、不当要求防止責任者として管理部長が一元的に情報を掌握し組織的に対応する体制を構築しております。
⑵不当要求があった場合には、所轄警察署をはじめ、外部専門機関に積極的に相談いたします。
⑶「反社会的勢力対応規定」を制定し、運用しております。
⑷暴力追放運動推進センターの示す「不当要求対応要領」をもとに、全社員を対象として初期動作、対応方法などを教育しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【ご参考資料：模式図】

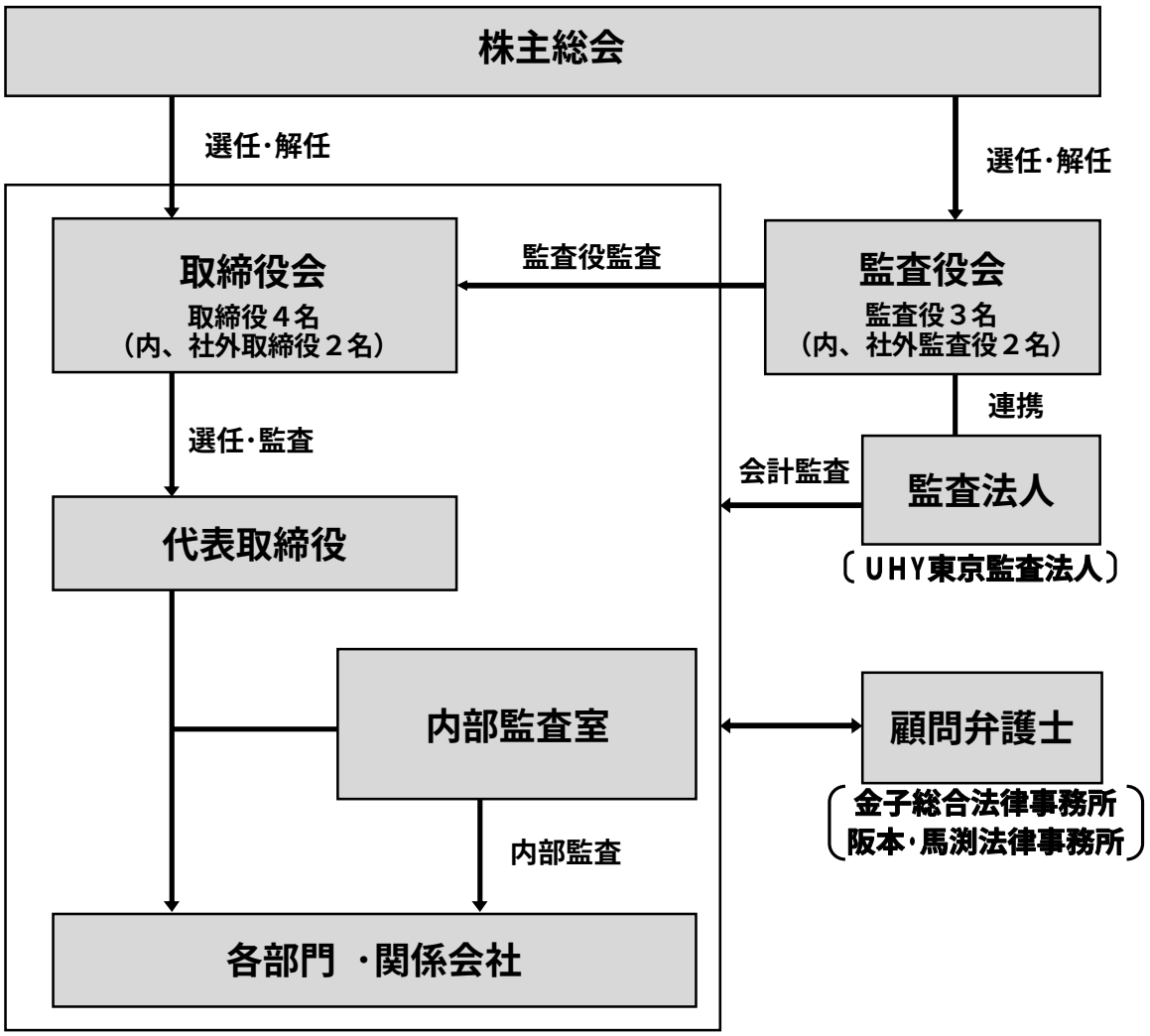
株主総会
選任･解任
選任･解任
取締役会
取締役４名
（内、社外取締役２名）
監査役監査
監査役会
監査役３名
（内、社外監査役２名）
連携
選任･監査
会計監査
監査法人
〔UHY東京監査法人〕
代表取締役
内部監査室
顧問弁護士
金子総合法律事務所
阪本･馬渕法律事務所
内部監査
各部門 ･関係会社